

令和2年度横浜市「ふるさと納税」返礼品（物品）取扱事業者募集要項

1 目的

横浜市（以下「本市」という。）に対して寄附（ふるさと納税）を行っていただいた方へ感謝の意を表するとともに、寄附者が「ふるさと納税」を契機として横浜の魅力に触れることにより、将来にわたって横浜を応援したくなるような「横浜ならではの」魅力溢れる返礼品を提供するため、返礼品となる物品を提供する法人、団体又は個人事業者（以下、「取扱事業者」という。）を募集します。

2 募集条件

(1) 取扱事業者について

次の要件に全て適合すること。

- ア 各種法令規則等に沿った生産・製造・販売等を行っていること。
- イ 市税を滞納していないこと。
- ウ 本社（本店）、支社（支店）、事業所、工場、畑等の生産拠点のいずれかが本市内にある法人・団体又は個人事業者であること。
- エ 返礼品の受発注及び納品の管理等のため、電話等の通信手段やインターネットに接続できる環境を有すること。
- オ 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。）、暴力団経営支配法人等（横浜市暴力団排除条例（平成23年12月条例第51号）第2条第5号に規定する暴力団経営支配法人等をいう。）又は暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。）ではないこと。
- カ 返礼品を用意するため、下請契約その他の契約を締結するにあたり、上記オに該当することを知らず相手方と契約を締結していないこと。
- キ 本市指名競争入札に参加する資格を有する者については、横浜市指名停止等措置要綱（平成16年4月1日）に基づく指名停止措置を受けていないこと。
なお、同資格を有していない者については、同要綱別表第1から別表第3までの各号に掲げる措置要件に該当する事実がないこと。
- ク 送付作業を含め、寄附者への返礼品発送作業が行えること。
- ケ 返礼品の安定的供給を確保するため、次の要件を満たしていること。
 - (ア) 過去に提案内容と同一又は類似の物品を複数回発送した実績があること。
 - (イ) 一つの法人、団体又は個人事業者でサービス等の提供が可能であること。（※1）ただし、代表者及び参加者を明確にし、全ての団体が本要項に定める要件を満たしている場合には、複数団体から成るグループでの応募も可能です。

※1 応募者が法人の場合で、完全親子会社の関係にある同一グループ内の企業で共同して応募する場合には、一つの法人とみなします。

(2) 返礼品について

次の要件を全て満たしている物品であること。

- ア 次のいずれかの種類に属する物品であること。

- (ア) 食料品・飲料品
- (イ) 花き・農作物
- (ウ) 衣服・装飾品
- (エ) 雑貨・日用品
- (オ) 美術品・工芸品
- (カ) その他（金銭類似性や資産性の低いものに限る。）

イ 横浜の魅力やイメージ向上、広報・PRに資するものであること。

ウ 平成 31 年 4 月 1 日付総務省告示第 179 号第 5 条に規定される総務大臣が定める基準（以下、「地場産品基準」という。）や、同日付総務省市町村税課長文書第 17 号「ふるさと納税に係る指定制度の運用について」及び同日付総務省市町村税課事務連絡「ふるさと納税に係る指定制度の運用についての Q&A について」に適合するものであること。

【参考】地場産品基準

- 一 本市内において生産されたものであること。
- 二 本市内において返礼品等の原材料の主要な部分が生産されたものであること。
- 三 本市内において返礼品等の製造、加工その他の工程のうち主要な部分を行うことにより相応の付加価値が生じているものであること。
- 四 返礼品等を提供する本市内において生産されたものであって、近隣の他の市区町村の区域内において生産されたものと混在したもの（流通構造上、混在することが避けられない場合に限る。）であること。
- 五 本市の広報の目的で生産された本市のキャラクターグッズ、オリジナルグッズその他これらに類するものであって、形状、名称その他の特徴から本市の独自の返礼品等であることが明白なものであること。
- 六 前各号に該当する返礼品等と当該返礼品等との間に関連性のあるものとを合わせて提供するものであって、当該返礼品等が主要な部分を占めるものであること。
- 七 本市内において提供される役務その他これに準ずるものであって、当該役務の主要な部分が当該地方団体に相当程度関連性のあるものであること。

エ 公序良俗に反しないものであること。

オ 特定の宗教・宗派、思想・信条等にかかわるものではないこと。

カ 自ら生産したもの以外の場合は、本市のふるさと納税の返礼品等とすることについて生産者の同意を得ていること。

キ 品質及び数量の面において、安定供給が見込めること（あらかじめ期間や数量を示して供給するものを除く）。

ク 食料品・飲料品の場合は、寄附者に返礼品が到着後一定期間の賞味期限が保証されていること。ただし、生鮮食料品（鮮度が高く要求されるもの）についてはこの限りではないが、返礼品等の発送希望日等を事前に寄附者に確認・調整等を行うこと。

ケ キャラクター等を使用する場合等、取扱事業者以外の第三者が著作権等の権利を有する場合には、権利者の許諾を得ていること。

コ 本市が求める場合に、提案価格の妥当性を示す資料等、必要な情報を提出できること。

サ 本市が求める場合に、返礼品等のサンプルを提供できること（原則として無償）。

シ 返礼品に関する情報（返礼品の商品名・説明文・画像データ、取扱事業者名等）を本市に対して提供可能であること。（※2）

※2 当該情報を、本市は「ふるさと納税」に係る広報・PRのため、市ホームページ、リーフレット、「ふるさとチョイス」等の各種媒体に使用します。掲載場所・順序等は本市が決定します。内容については、本市が編集させていただく場合があります。掲載内容については、事前に取扱事業者を確認を行います。

また、当該情報は、取扱事業者から寄附者に返礼品を発送する際に、小さなカード等の形式で送付していただきます。

（3）返礼品の価格及び寄附金額の設定

ア 返礼品の価格は、上限は15万円、下限は1,000円の範囲内で提案してください。

イ 返礼品の価格は、物品の本体価格、消費税、梱包費用及び返礼品送料その他の経費とします。

（※3）

ウ 寄附金額は、総務省の基準に基づき、返礼品の価格に3分の10をかけた額（千円未満切り上げ）を基本として、本市が決定します。

【参考】総務省「ふるさと納税トピックス」

https://www.soumu.go.jp/main_sosiki/jichi_zeisei/czaisei/czaisei_seido/furusato/topics/20190401.html

※3 本市と取扱事業者の間で返礼品供給に関する契約（単価契約）を締結しますので、返礼品の造成にあたっては、送料等の経費も考慮した価格設定を行ってください。

（4）その他の費用負担

ア 寄附者からの商品の品質等のクレームにより商品の回収及び再配送を行った場合にかかる費用は、取扱事業者の負担とします。

イ 代替品等による補償、交換その他苦情対応に要する経費について、本市は一切負担しません。

3 募集スケジュール

提案受付期限は3回設定します。

提案募集開始、質問受付開始	5月15日（金）		
	第1回	第2回	第3回
質問受付期限	5月21日（木）	6月12日（金）	7月13日（月）
質問回答	5月22日（金）	6月15日（月）	7月14日（火）
提案受付期限	<u>5月26日（火）</u>	<u>6月17日（水）</u>	<u>7月17日（金）</u>
返礼品追加	6月10日（水）	7月15日（水）	8月31日（月）

4 提案受付

（1）返礼品品目数の調整等

ア 1事業者あたりの応募品目数に制限はありませんが、最終的に登録する返礼品の数は、参加事

業者の状況や提案内容を踏まえて制限を行う場合があります。

イ 複数の応募者から同一内容又は類似の提案があった際には、提案内容を比較考量の上、より本件募集の趣旨に合致した提案を採用させていただく場合があります。

(2) 提出書類

ア 横浜市「ふるさと納税」返礼品事業参加申出書兼提案書（様式1）

イ 過去に提案内容と同一又は類似の物品を複数回発送した実績があることを示す書類（任意様式）

ウ 事業を行う上で許認可等が必要な場合には、当該許認可に係る許可証等の写し（有効期間内のものに限る。）

エ その他返礼品について参考となる資料（パンフレット等）

(3) 提出方法

郵送（※4）、E-mail、又は持参（※5）

※4 郵送による提出は、提案受付期限までに提出先に到着したもののみを有効な申出として扱いますので、余裕をもって発送してください。当日の「消印」ではありませんのでご注意ください。

※5 受付時間は、土曜・日曜・祝日を除く午前8時45分から午後5時15分までです。新型コロナウイルスの流行を踏まえ、可能な限り郵送又はE-mail提出をご利用ください。

(4) 提出先

横浜市財政局財源課財源係「ふるさと納税」担当

〒231-0005 横浜市中区本町6-50-10

E-mail za-zaigenkakari@city.yokohama.jp

5 質問受付及び回答

募集要項の内容等に関する質問を受け付けます。

(1) 提出書類

質問書（様式2）

(2) 提出方法

E-mail 又はFAX（※6）

※6 提出方法にかかわらず、送信後、必ず電話で到達確認を行ってください。電話又は来庁によるお問合せには一切応じられませんので、ご注意ください。

(3) 提出先

横浜市財政局財源課財源係「ふるさと納税」担当

E-mail za-zaigenkakari@city.yokohama.jp

FAX 045-664-7185

(到達確認 電話 045-671-2183)

(4) 回答方法

横浜市ホームページへ掲載します。

【URL】

<https://www.city.yokohama.lg.jp/city-info/zaisei/shisai-takarakuji-kifu/kifukin/r2henreihinboshu.html>

6 取扱事業者の決定

(1) 応募者からの提案について、別紙「令和2年度横浜市『ふるさと納税』返礼品取扱事業者募集 参加申出書兼提案書 評価基準」に基づき評価を行い、その結果を踏まえて市長が決定します。

(2) 本市は、決定した内容について、横浜市「ふるさと納税」返礼品取扱事業者決定通知書（様式3）により、応募者に対して通知します。

なお、決定通知後、市と取扱事業者は改めて返礼品の提供に係る契約を締結するものとします。

7 返礼品の変更又は廃止

(1) 返礼品の変更又は廃止を希望する場合には、その2か月前（ただし、返礼品変更又は廃止が、寄附者に対してサービス等を提供するために必要な機材その他の故障・滅失等のやむを得ない事由による場合を除く。（※7））までに、横浜市「ふるさと納税」返礼品変更（廃止）申請書（様式4）に必要事項を記入の上、提出してください。

(2) 市は、内容を審査の上、問題がなければ、当該返礼品を廃止又は変更するものとし、横浜市「ふるさと納税」返礼品変更（廃止）決定通知書（様式5）により、取扱事業者に対して通知します。

なお、市が返礼品変更（廃止）決定をするまでの間に寄附者から申込があった場合には、変更又は廃止前と同一の返礼品を寄附者に対して送付するものとします。

(3) 次に掲げる場合は、市は何らの通知等をすることなく、当該取扱事業者の提供する返礼品を廃止できるものとします。

ア 取扱事業者が、本要項に定める応募条件を満たさなくなった場合

イ 取扱事業者の提供する返礼品が、本要項に定める返礼品の条件を満たさなくなった場合

ウ 取扱事業者の行為により、市のイメージ等を損なう事態を生じさせた場合

※7 当該事実が判明次第、速やかに市に報告してください。代替品の提供その他必要な対応について市と取扱事業者で協議するものとします。

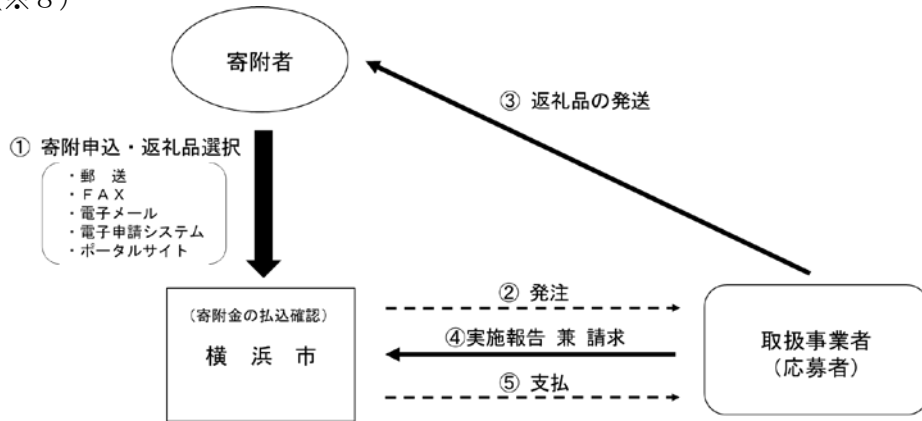
8 返礼品の見直し

(1) 原則として、取扱事業者から様式4の提出がない限り、横浜市「ふるさと納税」返礼品事業者及び返礼品として取り扱われますが、寄附者からの申込状況等を踏まえ、市と取扱事業者で協議の上、返礼品区分やサービス等の内容について見直しをお願いする場合があります。

(2) 地方税法等の改正により、「返礼品等」の要件等が変更された場合には、協議を経ずに市から返礼品の見直しをお願いすることがあります。

9 返礼品の発送等

(1) 市が寄附を受けてから、取扱事業者に対して支払を行うまでの事業の流れは、概ね次の図のとおりです。(※8)



(2) 市外在住の寄附者からの申込について、市は、「ふるさと納税 do」により取扱事業者に対して寄附者への返礼品発送を依頼します(上記図②)。取扱事業者は、市から依頼があった返礼品を、寄附者あてに送付してください。

(3) 取扱事業者は、市からの発注後2週間以内に返礼品を発送してください。

なお、発送に際しては、横浜市からの「ふるさと納税」の返礼品であることがわかるようにしてください(上記図③)。

(4) 発送は、宅配便等の記録が残る方法によるものとし、保管期間の経過等寄附者の都合により返送された場合の再発送費についても負担をお願いします。

(5) 取扱事業者は、返礼品発送時に限り、寄附者からの求めがない場合であっても、自らの事業(法品等)に係るパンフレットを同封することができるものとします。

(6) 取扱事業者は、紛失その他寄附者の都合により返礼品の再発行を求められたとしても、送達記録等により返礼品が寄附者あてに届いていることが確認できる限り、再発行には応じないでください。万が一再発行に応じた場合でも、再発行に係る費用は一切お支払いできませんのでご注意ください。

(7) 取扱事業者は、横浜市「ふるさと納税」返礼品送付実績報告書兼請求書(様式6)により、1か月ごとの返礼品送付実績をまとめ、別途締結する契約で定める日までに市に提出してください(上記図④)。市は、様式6を受領した日から30日以内に返礼品の代金の支払い(指定口座に振込)を行います(上記図⑤)。

※8 業務システムの都合等により、図に示した事業の流れに対応できない場合には、様式1「8 そ

の他（特記事項等）」の欄にその旨を記載してください。提案の内容も含め、市長がやむを得ないと特に認めた場合に限り、本事業の趣旨に反しない範囲において、市と取扱事業者で対応について協議するものとします。

10 個人情報の取扱いについて

- (1) 取扱事業者は、この事業に係る業務を処理するにあたり、横浜市個人情報の保護に関する条例（平成 17 年 2 月条例第 6 号）及び関係法令を遵守するとともに、個人の権利利益を侵害することのないよう最大限努めなければなりません。
- (2) 取扱事業者は、この事業に係る業務を処理するために市から提供される寄附者に係る個人情報（個人情報が記載された資料を含む。以下同じ。）を、返礼品の送付目的以外に利用することはできません。ただし、返礼品以外の商品申込等により、返礼品事業者が寄附者から直接入手した個人情報を除きます。
- (3) 取扱事業者と市との間で、別途、返礼品の供給に係る契約を締結するにあたっては、別紙「個人情報取扱特記事項」が適用されます。

11 その他留意事項

- (1) 返礼品の詳細等に係る寄附者（市への寄附を検討している方を含む）からの問合せについては、取扱事業者が対応してください。
- (2) 天災、荒天、疾病の流行等、責めに帰すことのできない理由から、取扱事業者が物品を提供できない場合については、代替品の提供等の措置を本市と協議の上対応してください。
- (3) 返礼品の提供に伴う事故又はトラブル等は、すべて取扱事業者の責任において対応するものとします。必要に応じて、損害保険等へ加入してください。
- (4) 返礼品に関して寄附者から苦情等があった場合には、取扱事業者は真摯に対応し、解決に努めるとともに、苦情等の内容について速やかに市に報告するものとします。
- (5) 返礼品に関して、新聞・TV等のメディアから取材依頼があった場合には、事前に市へ報告の上、業務に支障のない範囲で対応をお願いします。また、取材対応を行った場合には、その日時・内容等について、速やかに市へ報告してください。
- (6) 各種応募書類に関しては、返礼品としての採否にかかわらず返却いたしません。また、応募に要する一切の費用は、応募者の負担となります。

12 問合せ先

横浜市財政局財源課財源係「ふるさと納税」担当
〒231-0005 横浜市中区本町 6-50-10

電話 045-671-2183 F A X 045-664-7185

E-mail za-zaigenkakari@city.yokohama.jp

13 附則

この要項は、令和2年5月15日から施行します。